

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	代執行費用の義務者からの徴収		
根拠法令(条例等)	屋外広告物法(昭和24年号外法律第189号)		
根拠条項	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	<p>屋外広告物法第7条第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないとき。</p>		
関係法令等	行政代執行法 第3条から第6条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	令和6年4月1日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	違反に係る貼紙等の除却命令		
根拠法令(条例等)	屋外広告物法(昭和24年号外法律第189号)		
根拠条項	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>(1) 条例で定める許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。</p> <p>(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。</p>		
処分基準	<p>屋外広告物法第3条ないし第5条の規定により都道府県が定める条例に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の簡易なものであるとき。</p>		

補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合又は行政庁が違反を発見し、除却に必要と認められる期間（通常5日間程度）を経過した後もそのまま放置されている場合。

関係法令等	屋外広告物法第3条から第5条
関係文書等	
処分基準設定年月日	令和6年4月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	措置費用の原因者への負担命令		
根拠法令(条例等)	屋外広告物法(昭和24年号外法律第189号)		
根拠条項	<p>(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等(前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。</p> <p>7 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	屋外広告物法第7条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	清算金の徴収		
根拠法令(条例等)	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)		
根拠条項	<p>(清算金の徴収及び交付)</p> <p>第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することができる。</p> <p>3～8 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	土地区画整理法第110条、第103条第4項、第104条第8項、第102条第1項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	清算金の督促		
根拠法令(条例等)	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)		
根拠条項	<p>(清算金の徴収及び交付)</p> <p>第110条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>4～8 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	土地区画整理法第3条第2項～第5項、第3条の2、第3条の3、第10条第1項・第3項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	6	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可		
根拠法令(条例等)	都市公園法(昭和31年法律第79号)		
根拠条項	<p>(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p> <p>3・4 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	都市公園法第2条第2項、第4条、第5条 都市公園法施行令第5条、第6条第1項、第7項、第7条、第8条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	7	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	他の工作物管理者に対する工事施行命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p>第21条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	8	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	原状回復に係る措置の指示		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	(原状回復) 第40条 略 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	9	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	車両の積載物の落下予防等措置命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(車両の積載物の落下の予防等の措置)</p> <p>第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p>		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	10	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(車両の通行に関する措置)</p> <p>第47条の14 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反し、若しくは第47条の10第3項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	11	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	道路に関する必要な措置命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(車両の通行に関する措置)</p> <p>第47条の14 略</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	12	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	通行の中止その他の措置命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	13	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(原因者負担金)</p> <p>第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	14	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 道路管理者は、第1項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	15	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	工作物管理者への費用負担命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)</p> <p>第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基づいて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	16	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(受益者負担金)</p> <p>第61条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	17	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	(非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。 2 略		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	18	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	非常災害時の防ぎよ従事命令		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	(非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 略 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	19	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	道路予定区域内における原状回復に係る措置の指示 (第40条第2項準用)		
根拠法令(条例等)	道路法(平成27年法律第180号)		
根拠条項	<p>(道路予定区域)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第4条、第3章第3節、第43条、第44条、第44条の2、第47条の11、第48条、第71条、第72条、第72条の2(第2項を除く。)、第73条、第75条、第87条及び次条から第95条までの規定を準用する。</p>		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	20	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	洪水時等における業務従事命令(準用河川についても準用)		
根拠法令(条例等)	河川法(昭和39年法律第167号)		
根拠条項	(洪水時等における緊急措置) 第22条 略 2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。 3～6 略		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	21	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定 (準用河川についても準用)		
根拠法令(条例等)	河川法(昭和39年法律第167号)		
根拠条項	<p>(流水の貯留又は取水の制限)</p> <p>第43条 水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした関係河川使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。</p> <p>2～6 略</p>		
処分基準	未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	22	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	工事費用の原因者への負担命令 (準用河川についても準用)		
根拠法令(条例等)	河川法(昭和39年法律第167号)		
根拠条項	<p>(原因者負担金)</p> <p>第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	23	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令(準用河川についても準用)		
根拠法令(条例等)	河川法(昭和39年法律第167号)		
根拠条項	<p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第68条 略</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	24	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	工事費用の受益者への負担命令(準用河川についても準用)		
根拠法令(条例等)	河川法(昭和39年法律第167号)		
根拠条項	<p>(受益者負担金)</p> <p>第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

不利益処分の処分基準

整理番号	25	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等(準用河川についても準用)		
根拠法令(条例等)	河川法(昭和39年法律第167号)		
根拠条項	<p>(河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができな</p>		

	<p>かつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p> <p>3～10 略</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>未設定（処分の先例がなく、当面事案の発生が見込まれないものであって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため）</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	